

# 令和元年第4回上毛町議会定例会会議録 (1日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

令和元年12月3日 午前10時00分

---

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 高西正人    2番 友岡みどり    3番 岩花寛之    4番 田中唯登志  
5番 廣崎誠治    6番 宮本理一郎    7番 峯 新一    8番 三田敏和  
9番 安元慶彦    10番 茂呂孝志    11番 荒牧弘敏    12番 宮崎昌宗

欠席議員（0名）

---

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 川口 彰・ 教育長 道免 隆・ 会計管理者 福田正晴  
総務課長 岡崎 浩・ 企画情報課長 堀 綾一・ 開発交流推進課長 永野英憲  
税務課長 堀田京介・ 住民課長 垂水勇治・ 長寿福祉課長 佐矢野 靖  
子ども未来課長 垂水英治・ 産業振興課長 円入忠義・ 建設課長 尾崎幸光  
教務課長 村上英之・ 総務係長 宮吉保男

---

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 堀 三好  
議会事務局書記 岩井英樹

## ○議事日程

令和元年第4回定例会議事日程（1日目）

令和元年12月3日 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 同意第 3号 上毛町教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 議案第59号 上毛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第60号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第61号 上毛町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第62号 上毛町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第63号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第64号 上毛町げんきの杜条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第65号 令和元年度上毛町一般会計補正予算（第7号）

○委員会付託

文教厚生常任委員会

議案第64号 上毛町げんきの杜条例の一部を改正する条例について

総務産業建設常任委員会

議案第59号 上毛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
について

議案第60号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための  
関係条例の整備等に関する条例の制定について

議案第61号 上毛町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定に  
ついて

議案第62号 上毛町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁  
償に関する条例の制定について

議案第63号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整備に関する条例の制定について

予算決算常任委員会

議案第65号 令和元年度上毛町一般会計補正予算（第7号）

○ 会 議 の 経 過 (初日)

開議 午前10時00分

○議長（宮崎昌宗君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。

一礼して御着席をお願いいたします。礼。

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから令和元年第4回上毛町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、運営資料を配付しておりますので、ごらんください。

---

○議長（宮崎昌宗君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、2番 友岡議員、3番 岩花議員を指名します。

---

○議長（宮崎昌宗君）日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の運営について議会運営委員会委員長に審議をお願いしたところ、11月29日に委員会を開催していただき、本定例会の会期を本日から13日までの11日間とする内容の答申をいただきました。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の答申のとおり、本日から13日までの11日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から13日までの11日間とすることに決定しました。

---

○議長（宮崎昌宗君）日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出された議案は、町長から条例案6件、補正予算1件、その他1件の計8議案であります。

次に、本定例会の会期日程を申し上げます。配付しております運営資料4ページをごらんください。

本日の会議では、町長提出案件の議案を一括上程し、町長からの提案理由の説明を

受け、総括質疑を行います。同意第3号の1件は、本日審議、採決を行い、残りの7議案は後でお諮りし、所管の常任委員会に審査を付託する予定です。

ここで皆様をお願いいたしますが、本日、審議、採決を予定している議案に対する質疑は議案内容の説明の際に行っていただきますよう、御協力をお願いいたします。

12月5日、6日に本会議を開催し、一般質問を2日間に分けて行う予定です。5日の質問者は6人、6日の質問者は2人を予定しています。

12月9日に文教・厚生常任委員会、総務、産業・建設常任委員会、予算決算常任委員会を開催いたしたいと思います。

12月13日に本会議を開催し、各常任委員長から委員会付託案件の審査状況の報告を受け、討論、採決を行います。

ただいま報告しました議会の運営事項については、議会運営委員会に諮問し、決定を受けておりますので報告いたします。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長及び教育長に出席の要求をいたしましたところ、お手元に配付の名簿のとおり、説明員の出席報告がありましたので、これを許可し、出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

---

○議長（宮崎昌宗君）これから議案の上程を行います。なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略いたします。

日程第4同意第3号、日程第5同意第59号、日程第6議案第60号、日程第7議案第61号、日程第8議案第62号、日程第9議案第63号、日程第10議案第64号、日程第11議案第65号以上8件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（坪根秀介君）皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和元年第4回上毛町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用の中、万障お繰り合わせの上、御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。また、平素より本町行政各般にわたり特段の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、早いものでことしも師走を迎え、元号も平成から令和へと移行し7カ月余り

が経過いたしました。この間、わずかではありますけれども、本町の人口は増加しております。もちろん、単年度で判断できるほど楽観視はいたしておりませんが、この令和時代を上毛の歴史が変わる、つまり、働く世代、子育て世代を中心に人口が増加に転じる時代にしてまいりたいと考えております。

そして、それを実現するための今後の計画と、それらを期待させるデータについては、令和2年度当初予算にてしっかり示してまいります。

国の自治体戦略2040年構想に基づく本町の人口ビジョン1万人の達成につきましては、容易な目標ではないかもしれませんが、決して不可能な目標でもないと考えています。何もせずに最初からできないと決めつける者には永遠に届かない目標も、決して諦めず努力をやめない者には目標から近づいてくるものと確信いたします。

同じやるならその国一番の学校との交流をと始めたバンコク友好の翼事業は、小学生レベルでは我が国のモデルとなるようなステージアップにつながっておりますし、トップレベルの納税を目指して体制を構築したふるさと納税の平成30年度発送件数実績は、全国6位を記録しております。さらに、起債と基金のバランスは県下1位、全国でもトップレベルにあることは既に御承知のとおりであります。

こうした一つ一つの事業を確実にこなし、職員が一丸となって財源を生み出し、有効活用につながるよう、各課連携して先進地の研究と研修を重ねて、未来を切り開き夢をかなえる途中であります。どうか議員各位におかれましては、さらなる御理解と御支援、御協力を切にお願いを申し上げます。

それでは、これより提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提出しております案件は、人事案件1件、条例案6件、補正予算1件の計8案件であります。

順次、御説明をいたします。

同意第3号、上毛町教育委員会委員の任命について、今回1名の教育委員会委員の任期が満了することに伴い、教育識見を有しております教育委員を任命するため、議会の同意をお願いするものであります。

議案第59号、上毛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。人事院規則の一部を改正する規則が施行されたことに伴い、所要の改正を行うもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第60号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備等に関する条例の制定についてであります。成年被後見人等の権利の制限の措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に基づき、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権限の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講じる必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第61号、上毛町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定についてであります。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による会計年度任用職員制度の導入等に伴い、本条例を整備する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第62号、上毛町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。議案第61号と同様に、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による会計年度任用職員制度の導入等に伴い、本条例を整備する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第63号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。議案第61号、62号と同様に、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による会計年度任用職員制度の導入等に伴い、8本の条例についておのおの所要の改正を行うもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第64号、上毛町げんきの杜条例の一部を改正する条例についてであります。令和2年3月31日をもって浴場を廃止するための所要の改正を行うもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第65号、令和元年度上毛町一般会計補正予算（第7号）であります。今回の補正額は3,675万7,000円追加し、歳入歳出予算の総額を49億9,595万9,000円とするものであります。

主なものとしては、総務費では、一般管理費で実務研修職員の宿舎借上料と財産管理費において残土受入用地の伐採工事費を、民生費では、介護予防事業費、児童福祉費等において、平成30年度の返還金を計上し、児童福祉総務費において南吉富放課後児童クラブ開設準備委託料と仮設照明の工事費を計上いたしております。

農林水産業費では、農業費において、県費補助による被災園芸産地改植等支援事業補助金の追加と、多面的機能支払交付金及び農地中間管理事業の返還金及び原井地区のため池水路改修の測量等の業務委託料を計上しております。

教育費では、南吉富小学校の運動場改修工事の実施設計委託料と用地内の家屋等の解体工事費を計上いたしております。

また、各款において、最低賃金の引き上げに伴う臨時職員賃金の補正を行っております。

今回の補正財源といたしましては、県支出金で68万円を計上しております。

諸収入では、多面的機能支払交付金や農地中間管理事業の活動組織よりの返還金63万3,000円を計上し、繰越金を3,544万4,000円充当いたしております。

以上、概略を御説明申し上げましたが、いずれも重要な案件でございますので、慎重に御審議をいただき、御承認、御可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）提案理由の説明が終わりました。

これから、提案理由に対する総括質疑を行います。前にも述べましたが、本日審議する案件に対する質疑は、議案内容の説明の際に行っていただくよう御協力をお願いいたします。

提案理由に対する総括質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）質疑なしと認め、町長の提案理由に対する質疑を終了します。

---

○議長（宮崎昌宗君）これから、本日採決する議案の審議を行います。

日程第4、同意第3号、上毛町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）それでは、同意第3号について御説明を申し上げます。

上毛町教育委員会委員の任命について。上毛町教育委員会委員に次の者を任命することについて議会の同意を求める。

令和元年12月3日提出。上毛町長、坪根秀介。

氏名、宮野 仁。生年月日、昭和〇〇年〇月〇日生まれ。住所、上毛町大字〇〇〇



〇〇〇〇番地〇。

理由といたしましては、上毛町教育委員会委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。宮野 仁氏の履歴書を添付いたしております。参考としてごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

安元議員。

○9番（安元慶彦君）討論からちょっと避けますけど、発言を許可していただきたいと思いますが、よろございますか。

○議長（宮崎昌宗君）どうぞ。

○9番（安元慶彦君）今回の教育委員の任命につきましては、全く異議を言うわけではございませんが、せっかくの機会ですから教育長にちょっとお尋ねをいたしたいと思っております。

従来の教育委員の任命のありようについては、最近はずっと民間が入っておりますけれども、以前は大体教職員を終わった方が教育委員に任命されてきたという経緯があるわけですが、それでは偏ったことになるのではないかと。いわゆる、先輩が後輩のあらとといいますか、悪いことを言うわけがないです。従来の先生方はほとんどが教育大学出身者であって、後輩にちょっと何かあっても余り注意をしないとかいう、見過ごすといいますか、いわゆる護送船団的なことがあるのではないかと。いう中で、教育行政の中にも民間の方々の意見を取り入れようということになりまして、

民間の方がずっと任命されてきており、現在では民間の方の数のほうが多いということになっております。そういった中で、教育委員会のありようが、そういった方々の意見というものがどういうふうに反映をされてきておるのかということを感じるわけがございます。

一言で言いますと、教育ですから、学校の先生の経験をしていないような方は素人になるわけですね。素人に何がわかるかというようなことの中で、教育委員会の議論というものが余り活発にならないのではないかと、私は思うわけです。

従来から、一回傍聴に行こうということで何人かで言っておりますけれども、まだ実現しておりませんが、私は以前、現職だった新吉富時代に、ある教育長に教育行政のほうは今どうですかと尋ねたところ、あんたたちのような素人にわかるかなというようなことで一蹴されたような経験を持つわけですね。いわゆる専門職、教育という専門、そういう中で、民間の方々が口を挟む余地がないのではないかと、そういう感じを今でも持ってきております。そういう中で教育委員会が開かれたときに、そういった方々の意見というものがどういうふうにされてきておるのか、そんなことをずっと思ってきておりますし、今回もまた改選をされる方が民間の方であると、こういう関係ですね。

今はどういうシステムをとっておるのか知りませんが、非常に民間の方々に活発な方が多くて、例えば、教育予算についても、教育委員会で学校とかから上がってきたものを審議して、そして査定を受けると。査定の中で、これは御承知のように、教育委員会の予算は教育委員会の意見を聞かなきゃならないというふうになっておるわけですから、そういう中で、教育委員会で決められたことが査定の段階で落とされたというときには、教育委員と一緒に、村長に会って、ここはぜひともひとつ通してくれというような意見もやりよりましたが、そういう事柄が今行われておるのかどうか。学校のをまとめて、あるいは社会教育をまとめて教育委員会が執行部のほうに出しますと、もうこれはだめですよということで、ああ、そうですかというようなことで、まさに教育委員会の機能というものが果たされているのかというような感じも私は一部思っております。

そういう中で、この機会ですから、教育委員会の議論のありようを教育長のほうにお尋ねしたい。

○議長（宮崎昌宗君）安元議員、討論にもう入ってますけど、質疑の……

○9番（安元慶彦君）だから私は許可を求めたでしょう。悪いなら悪いと言えればいいじゃないですか。

○議長（宮崎昌宗君）質疑を言い損ねたということではよろしいですか。じゃあ、また質疑に戻りますね。皆さん、それでよろしいですか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）教育長、どうぞ。

○教育長（道免 隆君）それでは、お答えをいたします。

御承知のとおり、教育委員さんについては教育行政のチェック機能を果たすということで、教育委員会会議等の中でも、我々教育委員会事務局がさまざまな提案を申し上げた内容について、御意見等をいただいております。

現在、御承知のとおり、教育委員4名のうち、いわゆる学校関係者につきましては1名のみということで、それとあわせて、地教行法の改正に伴って、今回提案をいただいている宮野委員につきましては、保護者代表委員ということで入っていただいているところでございます。そのような形でさまざまな経歴を持たれた方が入ることによって、教育委員会の会議の内容についても活発な御意見をいただいているところでございます。

例を申し上げますと、昨今言われております働き方改革ということで、学校の業務が非常に膨大になっているという中で、学校の職員の勤務のありようについての論議の中で、民間の視点からの御意見等もいただいているところでございます。

それから、ただいま御質問がございました予算の積み上げ等の内容についての段階で御意見をいただくこともございます。ただ、事務局が提案した内容を、これはもういけないと、これはもう変えなさいというようなところまでの御意見というのは、最近ではございません。ただ、ICT関連予算の構築の折には、その辺の予算の内容について、そういったものが本当に必要なのかということも御意見等でいただいたことがございます。

いずれにしても、さまざまな知見を持たれた教育委員さんに入っていただくことによりまして、我々教育委員会事務局の目指すところについて指導、助言もいただきながら、教育行政が深みを増しているというふうに認識をしています。

したがって、そういったさまざまな職歴等を持たれた方の意見を今後も大切にしていきたいというふうに、私どもとしては思っております。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで質疑を終わります。

これから改めて討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、同意第3号、上毛町教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決しました。

---

○議長（宮崎昌宗君）これから議案の委員会付託を行います。

11月29日、議会運営委員会の協議結果を運営資料として配付しておりますが、運営資料の2ページ、委員会付託表をごらんください。

付託案の朗読に際しても議案名の朗読は省略します。

議案第64号の1件は文教・厚生常任委員会へ、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号、議案第63号の5件は総務、産業・建設常任委員会へ、議案第65号は予算決算常任委員会へそれぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

---

○議長（宮崎昌宗君）続いて、各常任委員会の開催日についてお諮りいたします。

運営資料3ページ、委員会日程表をごらんください。

各常任委員会の開催日は、議会運営委員会で決定いただいた日程のとおり決定したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会の開催日は、運営資料、委員会日程表のとおり開催することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時24分

令和元年12月3日